

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

令和元年6月18日 施行

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東成瀬村社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、部会及び委員会の委員等（以下「役員等」という。）に対する報酬並びに費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬は、別表に定める額とする。ただし、地方公共団体の職員である役員等には、報酬を支給しないものとする。

(報酬の支給)

第3条 会長の報酬は、会長に選任された月分から算定し、毎月21日に支給する。

2 日額による役員等の報酬は、当該役員等がその職務に従事した日に支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員等の旅費の算定方法)

第4条 役員等が、職務のため旅行したときは、東成瀬村社会福祉協議会旅費規程に基づき旅費を支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程を社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は令和元年6月18日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名	報酬の額
会 長	月額 50,000円（月10日以上勤務）
理 事	日額 2,000円
監 事	
評 議 員	
評議員・選任解任委員	
部会・各委員会	